

# 令和5年4月1日付け組織改正(案)

資料8 別紙2



廃止前又は変更前



新設又は変更後

## ※子ども・若者部、保育部 抜粋版

所管部	現行組織	改正組織	改正内容
子ども・若者部	<p>— 子ども・若者部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 子ども・若者支援課</li> <li>— 児童課</li> <li>— 子ども家庭課</li> <li>— 児童相談支援課</li> </ul> <p>副参事（子ども家庭専門指導担当）</p> <p>副参事（児童相談所・子ども家庭支援連携担当）（5）</p>	<p>— 子ども・若者部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 子ども・若者支援課</li> <li>— 児童課</li> <li>— 子ども家庭課</li> <li>— 児童相談支援課</li> <li>— 保育課</li> <li>— 保育認定・調整課</li> <li>— 副参事（児童施策推進担当）</li> <li>— 副参事（子ども家庭専門指導担当）</li> <li>— 副参事（児童相談所・子ども家庭支援連携担当）（5）</li> <li>— 副参事（乳幼児教育・保育支援担当）</li> <li>— 副参事（保育の質向上担当）</li> </ul>	<p>◆子ども施策を一体的に推進し、今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）を踏まえた重点施策に取り組む必要があるため、子ども・若者部と保育部を統合する。</p> <p>◆民間学童の誘導等放課後児童健全育成に関する体制を強化するため、副参事（児童施策推進担当）を新設する。</p> <p>◆保育の質を高める体制の中心を担い、巡回支援から見えた課題や保育施設からの相談等に対し、迅速に判断し対応するため、副参事（保育の質向上担当）を新設する。</p>
保育部	<p>— 保育部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 保育課</li> <li>— 保育認定・調整課</li> <li>— 保育運営・整備支援課</li> <li>— 副参事（乳幼児教育・保育支援担当）</li> </ul>		<p>◆子ども施策を一体的に推進し、今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）を踏まえた重点施策に取り組む必要があるため、保育部を子ども・若者部と統合する。</p> <p>◆当面の間、認可保育園新規整備の公募は行わないため、保育運営・整備支援課を廃止する。</p>